

用語の意味

〈用語〉	〈意味〉
少年	20歳未満の者をいう。
非行少年	犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
犯罪少年	罪を犯した14歳以上の少年をいう。
触法少年	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。
ぐ犯少年	保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんかその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
刑法犯	刑法に定める罪をいう。ただし、道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷（刑法第211条）の罪を除く。
特別法犯	刑法以外の刑罰法令に定める罪をいう。ただし、本書では、交通関係法令を除く。
刑法犯少年	上記刑法犯で警察に検挙・補導された少年（犯罪少年・触法少年）をいう。
特別法犯少年	上記特別法犯で警察に検挙・補導された少年（犯罪少年・触法少年）をいう。
凶悪犯	殺人、強盗、放火、不同意性交等をいう。
粗暴犯	暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合をいう。
知能犯	詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造、汚職、背任をいう。
風俗犯	賭博、わいせつ（不同意わいせつ、公然わいせつ等）をいう。
検挙人員	警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。
補導人員	警察で触法少年、ぐ犯少年、又は不良行為少年として補導した人員をいう。
検挙・補導人員	警察で検挙し、又は補導した人員をいう。
人口比	推計人口に基づく同年齢階層人口1,000人当たりの検挙・補導人員をいう。
再犯者率	犯罪少年及び触法少年のうち、過去に何らかの非行を犯し、検挙・補導されたことのある少年の割合をいう。

主な法令の略称

〈略称〉	〈法令名〉
児童買春・児童ポルノ禁止法	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
青健全例	岐阜県青少年健全育成条例（全国の都道府県における青少年の健全（保護）育成に係る条例を含む。）
迷惑行為防止条例	岐阜県迷惑行為防止条例
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
不正アクセス禁止法	不正アクセス行為の禁止等に関する法律
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ストーカー規制法	ストーカー行為等の規制等に関する法律
出会い系サイト規制法	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
風営適正化法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
私事性的画像被害防止法	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律